

生駒市教育委員会規則第 8 号

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 6 月 1 5 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和 5 1 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 真弓小学校の項及び別表第 2 上中学校の項中「上町」の次に「、上町台」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。